

令和2年9月25日

教育委員会第9回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第9回定例会記録

◇開会年月日 令和2年9月25日（金曜日）

午後 1時30分開会

午後 2時12分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直 彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 安 全 推 進 課 長 補 佐	杉 浦 裕 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	橋 本 泰 仁 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君

◇書 記

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 主 査	三 浦 麻 里 子 君
教 育 総 務 課 主 任 主 事	久 光 雄 介 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

報告事項

報告第10号 専決処分の報告について

専決第11号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第12号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第6号）

（教育委員会の事務に係る部分）

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和2年第9回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、阿部委員にお願いします。
よろしくお願いします。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が1件、報告事項の専決処分の報告が2件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
始めに、私から報告を申し上げます。
始めに、今月の学校、幼稚園の状況について報告いたします。
今月は、中学校では新型コロナウイルス感染症対策を行いながら運動会等を行ってきております。また、延期していました修学旅行は、小学校で今月15校が福島方面へ実施しており、中学校では3校が東北方面で実施しております。来月10月には、小学校で3校が福島方面へ、中学校では10校が東北や北関東方面を予定しております。
それでは、次に、長くなりますが、新型コロナウイルス感染症対策関係について、先月の定例会後の経緯を時系列にまとめて報告申し上げます。
別冊2を御覧いただきたいと思えます。
別冊を開いていただきまして、新型コロナウイルス感染症防止対策の経過について⑥になります。本日付けになります。日にちが入れ替わっておりますが、それぞれ発出された日付けで、あるいは本部会議が開かれた日付けで書いておりますので、御了解いただきたいと思えます。
なお、説明も順不同になりますので、よろしくお願ひいたします。
始めに、中段にあります9月16日の本部会議で報告がありましたとおり、石巻市3例目になります感染者が発生いたしました。40代女性会社員ということで、その後の濃厚接触者は家族

という表現になっておりますが、報道等ございませんので、この濃厚接触者は陰性であって、ここから感染が広がることはなかったということで私たちは理解しております。

続いて、その上になります。9月の18日に、石巻市教育委員会から石巻市立学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応についてという通知を發出しております。これについて少しお話をさせていただきます。

次のページを開いていただきまして、1ページになります。

これは7月20日付けで各小・中・高等学校、市立学校に發出しておりましたものを今月18日に改訂をしまして、再度發出した文書になります。

1番と2番、大きくは7月と変更はございません。感染者が出た場合の教育委員会あるいは学校の対応ということで、臨時休業を行ったり、出席停止あるいは教職員の 경우에는出勤をしないというようなことの伝達です。

次の2ページです。

大きい3番ですが、児童・生徒の感染者等が発生した場合ということで、ここは7月は児童・生徒という表現としていましたが、今回は教職員の感染等というところで、教職員を入れております。

それから、4番以降は、7月ではその他という欄にまとめていましたが、項目を起こしまして、4番に臨時休業とか、感染拡大防止対策、保護者への連絡という部分、それから、5番目が大きいことですが、感染拡大防止の観点、不要な憶測を招かないようにするため、原則として学校名を公表するということを大きく出してあります。ただ、原則としてというのは、小規模校の場合ですと個人が特定されるという場合もありますので、その場合は学校名を公表しないということがあり得るということを考えて、原則としてという言葉を入れてあります。

6番は、留意事項として、新たに指導や働きかけを行うということで、一つは、個人の特定や偏見・差別・誹謗中傷につながる行為はしない。それから、児童・生徒に対して、新しい生活様式に対する正しい知識と、それを実践させることを各校の中で指導していく。それから、3番目は、保護者に対して、あるいは地域に対して、適時感染者に対する正しい知識を啓発する活動を学校では続けていくということを新たに6番として留意事項というものを入れたわけでございます。

1枚飛びまして、5ページのA3版をお開きいただきたいと思います。

5ページのA3版が保護者の皆様へという文書で、これは18日付けで既に各学校を通じて今週流されているかと思っております。児童・生徒への新しい生活様式での指導の在り方、ある

いは保護者に対しての今回の感染症の対応についてということで、A3版を各家庭に配布するというようにしております。

次が7ページになります。

教育委員会として各学校に感染者が出た場合の臨時休業や拡大防止についての文書例ということで、保護者各位でお知らせをいたしております。7ページの1枚目が児童・生徒が感染した場合、8ページが教職員が感染した場合ということでの文書例を作成したところでございます。

以上が9月18日に教育委員会で作成した文書関係で、各学校で指導体制を組んで現在進めているところでございます。

続いて、前に戻りまして、経過の一番最初の方になります。9月11日に国の方から、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から事務連絡があり、11月末までの催物の開催制限について、それから、9月16日に宮城県の方から県主催イベント・会議等の考え方について、そして、後段になります、9月18日に市主催イベント等の基本的な考え方について、国・県・市という流れを通じて、この部分を説明させていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページが国の対策推進室長からの事務連絡でございます。11月末までの催物の開催制限等についてということでございます。大きな目的は、記の1になります。催物開催制限で、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていくということが大前提でもって、今回通知がなされております。その後のページに、内容について文書表現がされておりますが、これをまとめた表が15ページになります。

別紙1で説明させていただきます。

当面、間もなく10月になりますが、あと2か月の間はこのような考え方ですということです。これまでは、真ん中にあります現在と書いてあるのがイベントの考え方で、屋内と屋外で分けていました。これから、あと2か月少々はどのような分け方をするのかというと、大声での歓声・声援等がないことを前提とし得るもの。大声での歓声・声援等が想定されるものということで具体例があります。それぞれ100%以内と50%以内。さらに、収容率と人数の上限によって、ただし、小さい方を選びますという条件がついてきます。では、具体的にどういう催物になるのかというのが次のページになります。

16ページをお開き願います。

左側が大声での歓声・声援等がないことを前提とし得るものというので、音楽、演劇等、舞

踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会という様々な例示がされております。

右側は、大声での歓声・声援等が想定されるものの例として、音楽、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウスという例があります。あくまでも、下に注釈があります。一番最初のところです。上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれかに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。その催物について、これがどっちに当てはまるのかというのは、あくまで例示しただけであって、確認をして進めなさいということでのものごさいます。これに基づいて、左側は100%、右側は上限にするかどうかというところの判定、半分にするかどうかというところでやっていきますということです。

あとは、17ページ以降は、それぞれの様々な防止対策等を行っていくということで、詳しく書いてあるところごさいます。

続いて、ずっといきまして、25ページになります。

25ページが宮城県の対策本部から発出されました県主催イベント・会議等の考え方についてごさいます。

これらも9月11日に発出された国の制限等についてを受けて、16日に県の方で出したものですから、3行目にありますとおり、イベントの種類や感染リスクに応じて、収容率要件及び人数制限の緩和の目安を定め、感染防止対策と経済社会活動の両立のため徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく方針を示したということで、9月の19日以降、これに基づいて行いますというのが県の意図でございます。したがって、下にある1以降は、県と国もほぼ同じ内容であるというふうに理解していただいて結構だと思います。

これが次のページへいきますと、先ほど言ったとおり、それぞれいろいろなイベントによっては大声等、いろいろなところからいろいろな注意書きを詳しく書いた上、下線部分が新たに加えられたところごさいます。大声を出すイベントでは隣席との身体的距離をしっかりと空けなさいということや、それから、食事等は自粛を促すというところごさいます。

県の通知を受けまして、石巻市では次の27ページにイベント等の基本的な考え方、市主催のということで、市主催は最終的にはチェックリストで行うということで、新たに変更した1-4、1-5という不可欠要件をさらに加えております。そして、追加でもって、下の方の2-7とそれから、あくまで国・県の考え方をしっかり参照して行ってくださいということです。

まとめたものが次の28ページ、基本的な考え方がありますが、この表は、国・県を受けて作成されたものというところごさいます。

以上が今日までの新型コロナウイルスの感染症防止対策の経過でございました。

続いて、大きく2つ目に入ります。

市議会の第3回定例会についてお話し申し上げます。

9月3日に開催され、昨日閉会いたしました。内容は、令和元年度の決算の承認やコロナウイルス感染症対策の補正予算などでありました。詳しくは、この後の報告で申し上げます。

私からは、環境教育委員会での質疑内容並びに一般質問の内容について報告いたします。

始めに、令和元年度決算の承認について質疑がありました。

いじめ・生徒指導問題対策事業では、いじめの認知件数が前年度より増えたことについて質疑があり、いじめの認知件数とは、いじめの件数ではなく、各学校がいじめを認知し教育委員会に報告した件数であり、いじめの早期発見のため教職員の意識が高まり、日頃からよく観察し、一つ一つ丁寧に対応した結果、認知件数が増えたものと答弁しました。

また、いじめの解消とはどういうことなのかという質疑があり、いじめが解決に至っても、その後再発する可能性があるため、解決してから3か月の経過観察を経て初めていじめの解消という取扱いにしている旨、答弁しました。

教職員の質の向上について質疑があり、教職員研修によって、教育に携わる者として必要な力量を高めるとともに、組織を生かした取組ができるよう体制を整え、学校は地域と保護者に支えられていることを十分認知しながら、教職員の質の向上を目指して取り組んでいく旨、答弁しました。

石巻子どもの未来づくり事業では、小・中学校が連携した運動会や体育祭等の実施について質疑があり、湊小・湊中、釜小・青葉中、東浜小と荻浜中、貞山小と山下中、雄勝小・中学校などで連携して行っている旨、答弁しました。

以上が決算の審査経過です。その後、認定すべきものとして決しました。

続いて、条例、補正予算の審議経過であります。始めに、石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例で、桜坂高校の魅力発信について質疑があり、石巻管内ほか、多賀城、塩釜、涌谷方面の学校訪問をし、入試案内や学校要覧、ポスター等を配布してPRに努めている旨、答弁しました。

生徒数の増加に向けてどのように考えているか質疑があり、定員確保のため県内の唯一の公立女子高であることをさらにアピールしていく必要があり、まちなかポスタープロジェクト、さくらプロジェクト、市役所プロジェクトなどの取組を通して、地域とともに魅力を発信していきたい旨、答弁しました。

さらに、将来に向けた定員の考え方について質疑があり、宮城県の公立高等学校将来構想により各ブロック単位で学校の統廃合が進んでいるが、東部管内では統廃合よりも学級数で対応していく方針であり、将来的には桜坂高校も学級減を検討しなければならないと認識しており、宮城県と調整・協議を進めていく旨、答弁しました。

次に、石巻中学校改修事業費で、耐力度調査業務の内容について質疑があり、耐力度調査とは、地震や風などに対する建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3項目を総合的に調査し、建物の老朽化状況を評価する調査である旨、答弁しました。

また、校舎の改修時期について質疑があり、今年度耐力度調査を行った結果で、改修又は改築の方向性を決めていきたい旨、答弁しました。

また、学校を統合するに当たっては、きれいな校舎に行くということの方が教育効果は高まるのではないかとこの質疑があり、教育委員会としては統合するから学校を建てるという考え方ではなく、現状の教育環境の中でどのように学校の再編を図っていくかということを考えている。施設の改修も出てくるかもしれないが、地域の方々と話し合いをしていくことを前提としており、財源確保も含め、十分検討しながら進めていきたい旨、答弁しました。

次に、遊楽館管理費で、屋上防水等改修工事の内容について質疑があり、1点目は防水シーートの改修、2点目が内部への浸水が激しい屋根部分のパラペットを一部ひさしに改修、3点目はそれ以外のパラペットや天窓により強固な防水加工をすること、4点目は建物内部の改修である旨、答弁しました。

また、建物内部の改修内容について質疑があり、プール、トレーニング室、ピロティの塗装改修、柱の耐火塗装の改修、図書コーナーの床の改修、和室縁側の塗装改修などである旨、答弁しました。

さらに、工事期間と施設の再開時期について質疑があり、工事着手は来年1月で、2月から3月は軒先の解体で、4月から防水層の1層目の塗装、2層目を6月から8月中旬で、本塗装を9月上旬に行い、9月中旬に工期を終了したい旨、答弁しました。

以上が条例、補正予算での質疑内容でした。その後、原案を可決しております。

昨日の本会議で、令和元年度一般会計、特別会計の決算は承認されました。また、条例、補正予算等も可決されております。

次に、16日から行われました一般質問では、21名から通告があり、教育関係は5名でありました。

主な内容を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に対して、子供たちを取り巻く環境について質問がありました。

学校統合と学校改修の連動性について、学区再編計画を進めるに当たって、耐力度調査をどのように位置づけ、実施時期をどう設定していくのかという内容であります。

次に、複合文化施設が完成すると、類似施設の稼働率が低下するのではないかと。どのような考え方をしているのかという内容です。

4つ目が、鯨のまち石巻を象徴する鯨のステンドグラスの展示について、来春の複合文化施設への展示はどうかと。

最後に、複合文化施設の大ホールへ多くの市民がイメージするどんちょうを整備しないことについて、本どんちょうと引き割り昇降どんちょうの違いをでございます。

以上が一般質問の主な内容でございます。

最後に、市議会に付託されておりました請願と陳情について報告いたします。

内容は、請願が東北電力株式会社女川原子力発電所2号機の再稼働に同意しないことを求める請願書は、採択の結果、起立少数で不採択となっておりました。

次に、陳情は、東北電力株式会社女川原子力発電所2号機の再稼働に関する意見書を求める陳情書は、採決結果、起立多数で採択となりました。

以上で私からの報告を終わります。

委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

報告第10号 専決処分の報告について

専決第11号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

○教育長(境 直彦君) では、なければ、報告事項に入ります。

報告第10号 専決処分の報告についての専決第11号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第11号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げ

ます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月21日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、9月24日付け石巻市議会第3回定例会において可決をされております。

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等につきましては、これまで東日本大震災により被害を受けた方について、令和2年度入学者まで入学者選抜手数料及び入学金を免除しておりますが、引き続き、被災した生徒の就学の機会を確保するため、令和2年度中に実施される令和3年度入学者に係る入学者選抜手数料につきましても免除ができるよう本条例の一部を改正したものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の4ページ、併せまして、表紙番号2の条例の一部改正新旧対照表の1ページを御覧願います。

附則第4項中「、平成23年度から令和元年度」を「並びに平成23年度から令和2年度」に改め、「並びに令和2年度分の入学者選抜手数料（同年度の転入学、編入学又は復校に係るものに限る。）及び入学金」を削るものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行の日を交付の日からとするものでございます。

なお、入学者選抜手数料等の免除の取扱いにつきましては、県内公立高等学校において統一を図る必要がありますことから、公立高等学校を設置している宮城県及び仙台市も同じ取扱いとするものでございます。東日本大震災による入学者選抜手数料等の免除につきましては、復興期間の10年間をもって終了となります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

専決第12号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第6号）

(教育委員会の事務に係る部分)

○教育長(境 直彦君) それでは、報告第10号 専決処分の報告についての専決第12号 令和2年度石巻市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会の事務に係る部分)についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第12号 令和2年度石巻市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会の事務に係る部分)について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月27日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、9月24日付けで石巻市議会第3回定例会において可決をされております。

それでは、別冊の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額に歳入歳出それぞれ6億3,816万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億360万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、14ページを御覧願います。

なお、今回の補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議・イベント等の中止を余儀なくされた事業の減額補正を行っておりますが、説明につきましては省略をさせていただきますので、あらかじめ御了承賜りたいと存じます。

また、説明の欄、事業名称の(新型コロナウイルス対策分)につきましては、当該部分の読み上げを省略させていただきますので、こちらにつきましても御了承を賜りたいと思います。

それでは、御説明申し上げます。

始めに、10款2項1目学校管理費の2、小学校衛生環境対策事業費に1億9,800万円、続きまして、16ページ、3項1目学校管理費の2、中学校衛生環境対策事業費に5,130万円を、続きまして、18ページ、4項1目学校管理費の1、高等学校衛生環境対策事業費に370万円を、続きまして、20ページ、5項1目学校管理費の2、幼稚園衛生環境対策事業費に450万円をそれぞれ計上しておりますが、これはそれぞれの施設における感染症対策として、手洗い場の自

動水洗化に要する経費を措置したものでございます。

次に、16ページにお戻りいただきまして、3目学校建設費に830万円を計上しておりますが、これは門脇中学校との統合に向け、石巻中学校の校舎及び屋内運動場の耐力度調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、18ページ、3目学校建設費の1、高等学校空調設備整備事業費に7,100万円を計上しておりますが、これは桜坂高等学校の普通教室等への空調設備整備に要する経費を措置したものでございます。

次に、22ページ、6項5目複合文化施設費に3,740万円を計上しておりますが、これは複合文化施設の開館準備に向けた指定管理料の増額のほか、開館後の感染症対策として、サーマルカメラ導入に要する経費を措置したものでございます。

次に、12目遊楽館費の1、遊楽館管理費に2億2,300万円を計上しておりますが、これは恒常的に雨漏りが発生している遊楽館の屋根等の改修に要する経費を措置したものでございます。

次に、13目（仮称）市民文化ホール建設基金費の1、（仮称）市民文化ホール建設基金費に311万9,000円を計上しておりますが、これは複合文化施設の建設のために寄せられた寄附金を同基金に積立てするものでございます。

次に、14目東日本大震災関係費の1、公民館震災関係費に940万円を計上しておりますが、これは雄勝公民館の開館準備に要する経費を措置したものでございます。

次に、24ページ、7項4目体育館費の1体育館管理費に190万円を計上しておりますが、これは総合体育館の感染症対策としてサーマルカメラ導入に要する経費を措置したものでございます。

次に、8目東日本大震災関係費の1、体育施設震災関係費に1,766万1,000円を計上しておりますが、これは雄勝地区の体育館及び艇庫の開設準備に要する経費を措置したものでございます。

次に、26ページ、11款3項1目社会教育施設災害復旧費の1、雄勝公民館災害復旧費に1,700万円を、続きまして、28ページ、4項1目その他公共施設災害復旧費の1、雄勝地区体育施設災害復旧費に470万円をそれぞれ計上しておりますが、これらは雄勝地区の公民館及び体育施設に係る備品購入等の災害復旧に要する経費を措置したものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げますので、30ページを御覧願います。

高等学校空調設備整備事業及び遊楽館改修事業につきましては、事務実施のスケジュール上、年度内に完了しないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページになります。

14款2項7目教育費国庫補助金に3億1,160万円を、8目災害復旧費国庫補助金に313万3,000円をそれぞれ計上しておりますが、これらは各種事務事業などに対する国・県支出金を措置したものでございます。

次に、6ページ、17款1項4目教育費寄附金に311万9,000円を計上しておりますが、これは複合文化施設の建設のために寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に、8ページ、18款1項6目震災復興基金繰入金に2,706万1,000円を、8目公共施設等整備基金繰入金に830万円を計上しておりますが、これらは歳出に計上しました各種事務事業に充当する基金繰入金を措置したものでございます。

次に、10ページ、21款1項7目教育債に2億1,180万円を計上しておりますが、これは歳出に計上しました遊楽館屋根の改修事業に充当するための市債を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御質疑等はございませんか。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

その他

○教育長（境 直彦君） それでは、報告事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 教育長報告の中にあつたこれから10月に修学旅行で行く北関東方面というのはどこの地区になるか。ほとんどの行き先が福島など東北という中で、北関東方面に出かけるというのは。

○教育長（境 直彦君） 栃木県日光方面です。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

それから、もう一点です。この頃新聞で頻繁に報道されているようで、女川原発再稼働に賛成ということで市議の方で至ったようなのですが、それを踏まえまして、子供たちの避難誘導等に関する話合いがこれまで何かの機会に持たれたのでしょうか。それとも、これからそれを受けてこういう話合いが持たれる予定が出てくるのでしょうか。その辺をお聞きしたい。

○教育長（境 直彦君） 事務局長。

○事務局長（及川伸一君） 避難については、一般市民の避難の誘導についても、市民の方からはいろいろな意見が出ている状態でございます。その中で、特に児童・生徒の避難ということに関して特化した避難等をするというような具体的なお話は私どももいただいてはいませんので、恐らくそういったことに関しては、今後具体的な話が出てこなければならぬだろうと思いますし、我々としてもどうするのだということをしかりと担当課の方にはお話をしているかなければならぬかなというふうに思っています。今はこういう状態でございます。

○教育長（境 直彦君） まだ具体にどうするという話は出ていない。

その他ございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、各課長方から何かありましたらお願いいたします。

それでは、そのほかもございませんか。

（発言する者なし）

ないようでしたら、次回の定例会の予定について事務局お願いします。

○事務局（阿部 潤君） 次回、10月の定例会につきましては、10月29日木曜日午後4時から開催する予定です。場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 来月、別の会議が入りましたので、開会時間、午後4時ということでお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） では、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時12分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 阿 部 邦 英